

健康な生活のために

病院の診療時間外に病気になったら

診療時間外区分	救急当番医（外科／内科） * 電話案内 33-5000 で当番医を確認ください	夜間急病診療所（内科／小児科） 37-4085 * 保健センターに併設
平日	18:00～21:30 ※外科のみ	20:00～翌朝 7:00
土曜日	13:00～20:00	
日曜 祝日	第1・3日曜日	—
	その他の休日	朝 8:00～20:00
年末年始（12月29日～1月3日）	朝 8:00～翌朝 8:00	休診

※ 夜間急病診療所は、夜間の風邪・腹痛・発熱など、誰でも気軽に診療が受けられます。
 ※ 救急指定病院は、一刻を争う傷病者を対象にした病院です。恵庭第一病院・我汝会えにわ病院・恵み野病院の3病院が指定されています。

健康について相談したいとき

保健センター (37-4121)

名称	内容
健康相談	■ 生活習慣病の予防、歯の健康、心身の健康などについて、保健師が相談をお受けします。
成人歯科相談	■ 35歳以上の人を対象に、歯槽膿漏検査、相談、ブラッシング指導を行います。
食生活相談	■ 肥満、脂質異常症、糖尿病など生活習慣病を予防するため、栄養や食事の取り方について、栄養士が相談をお受けします。
高齢者はつらつ相談	■ 高齢者及び家族の健康、介護に関して、作業療法士、理学療法士、保健師が相談をお受けします。
健康なんでもダイヤル	■ 身体や心の健康について、保健師や栄養士が相談をお受けします。

障がいのある人の手帳の手続き

障がい福祉課（市役所内線 1215） * 保健センター (37-4121)

手帳の名称	初めて手帳を申請する時	紛失又は破損した時	障がいの程度が変わった時	氏名・住所が変わった時
身体障害者手帳	◆ 指定の診断書 ◆ 写真2枚	◆ 写真1枚 ◆ 手帳(破損したとき)	◆ 手帳 ◆ 指定の診断書 ◆ 写真1枚	◆ 手帳
療育手帳	◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 印鑑
精神障害者保健福祉手帳 *	◆ 障害年金証書、または指定の診断書 ◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 障害年金証書、または指定の診断書 ◆ 写真1枚 ◆ 印鑑	◆ 手帳 ◆ 印鑑

※ 身体障害者手帳・療育手帳の手続きには、障がい福祉課に備え付けの申請書が必要です。
 ※ 精神障害者保健福祉手帳の手続きには、保健センターおよび障がい福祉課に備え付けの申請書が必要です。

福祉用具が必要なときは

障がい福祉課（市役所内線 1215）

制度の名称	制度の内容	対象となる福祉用具
補装具の給付・修理	■ 体の失われた部分や、思うように動かすことのできない部分を補い、日常生活を容易にするための用具を給付します。	盲人安全つえ、義眼、義手、義足、補聴器、車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、装具など
日常生活用具の給付	■ 在宅の重度障がい者が家庭生活を営むうえでの不便をなくし、自立した生活を営むことができるように、用具を給付します。	入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、盲人用時計、点字図書、拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、特殊便器、ネプライザー、住宅改修など

※ 福祉用具の給付の対象や条件には細かな規定がありますので、詳しくは障がい福祉課に相談ください。